

都市計画道路等に関する 課題の点検、見直しについて

平成29年4月11日
国土交通省

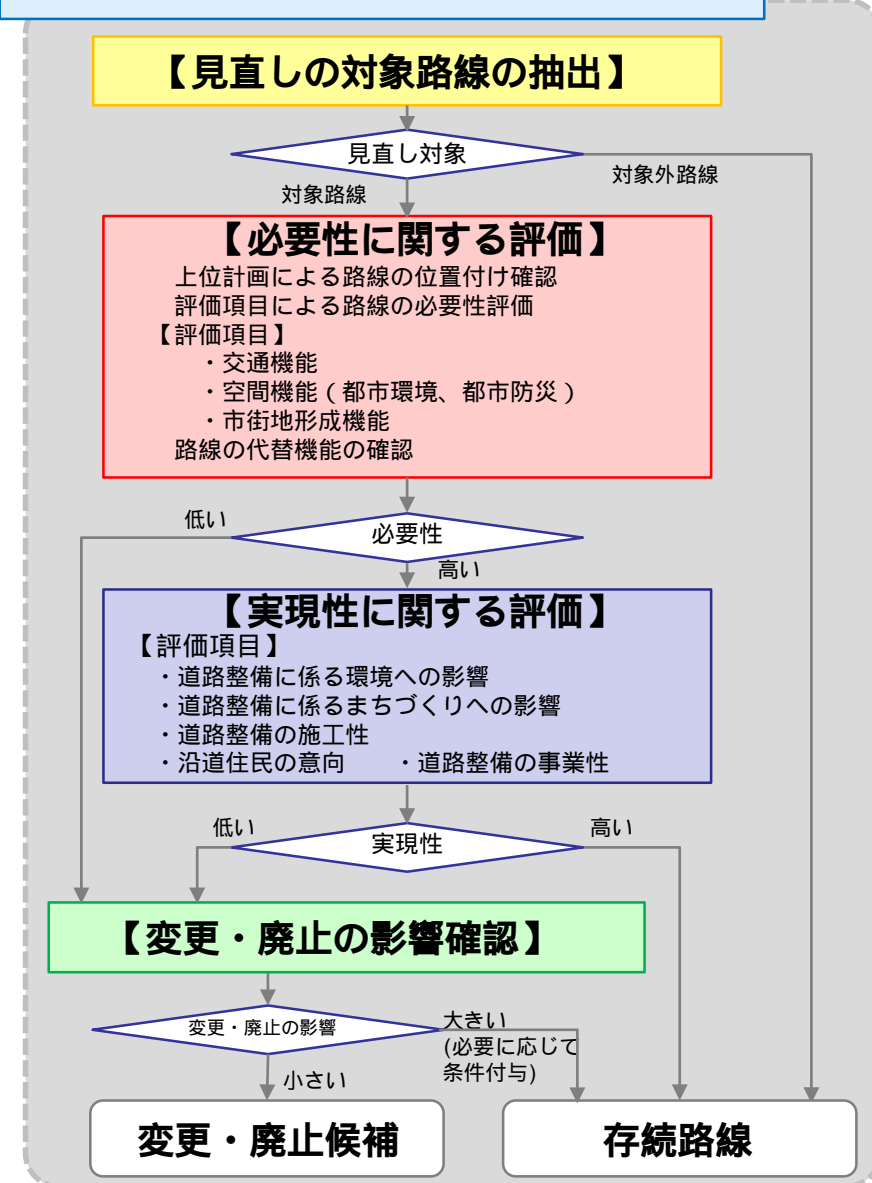
これまでのWGにおける報告内容

都市計画道路の未着手延長は約32.9%
 未着手の主な理由のひとつは、都市計画決定主体である地方公共団体における見直しの取組不足
 国としては、これまでも3度にわたり「都市計画運用指針」を发出してきたところ
 これにより、全国の約8割の地方公共団体が都市計画道路の見直しを実施
 地方公共団体による「適時適切な見直し」がさらに進むよう、新たな見直しの手引きを发出

新たな見直しの手引きの发出

都道府県・政令市の見直しガイドラインを収集・整理し、その具体的進め方を手引きとして取りまとめ、平成29年4月10日に全国都市計画主管課長会議において説明済。そこでの意見も踏まえ、できるだけ速やかに发出を予定
 今後は、都市計画道路の見直しを行った個別の事例に基づき課題を整理し、秋ごろに全国の都市計画担当者との意見交換を経て、平成29年度中を目標に、見直しの推進方策をとりまとめる予定

手引きの概要：見直しの手順



手引きの概要： 評価の視点や項目

【見直しの対象路線の抽出】

対象とする道路種別

道路種別	団体	割合(%)
全ての都市計画道路	24	36%
幹線街路のみ	25	37%
その他・記載なし	18	26%

対象とする未着手期間

未着手期間	団体	割合(%)
未着手全て	8	12%
30年以上	8	12%
20年以上	21	31%
10年以上	1	1%
記載なし	29	43%

【必要性に関する評価項目の具体例】

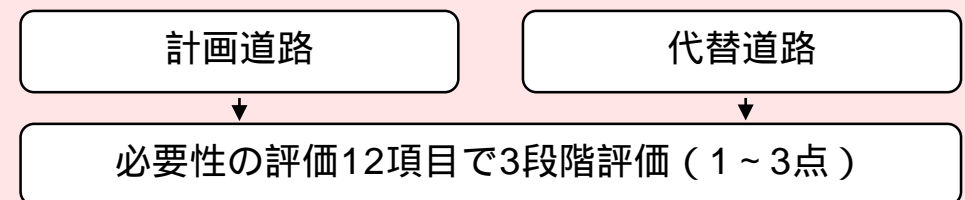
○路線の代替機能の確認

- 代替機能を有する路線の基準を定めている(千葉市)

代替機能を有する候補路線の基準

	市街化区域	市街化調整区域	
骨格道路	鉄道駅アクセス道路 幅員15m以上 その他 幅員13m以上	幅員11m以上	骨格道路 総合的視点で検討 が必要な道路
地区道路	幅員11m以上		地区道路 特定の地区レベル のサービスを提供 する道路

- 計画道路と代替道路の必要性を定量化、比較評価を実施(沖縄県)



合計点の比(計画道路/代替道路)が1.5を下回る場合は
廃止を含む計画見直し候補としている。

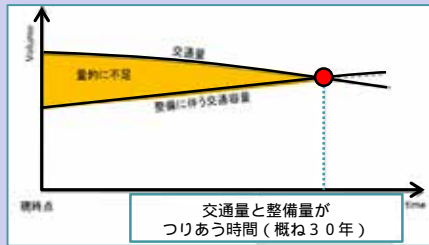
手引きの概要： 評価の視点や項目

【実現性に関する評価項目の具体例】

○整備着手予定時期の確認

- ・ 実現性の期間を30年とした評価を実施
(大阪府)

必要な交通量確保時期の考え方



30年以内に着手出来ない場合交通安全機能、防災機能が著しく高いかを確認。該当しない場合は、廃止候補としている。

○見直し対象道路における道路構造令との整合の確認

- ・ 対象路線の必要性が認められても、道路構造令と整合していない路線は、見直し候補路線とする(埼玉県)

○地元からの整備要望等の有無の確認

- ・ 住民からの要望の状況を実現性の評価基準の1つとしている
(全9項目)(鳥取県)

早期要望有り：2点
無し：1点
反対有り：0点

【変更・廃止の影響確認に関する具体例】

○交通量推計の結果等を活用し、変更、廃止した場合に周辺道路に与える影響等を検証

- ・ 廃止、変更による周辺道路への影響評価に混雑度を採用(札幌市)

パーソントリップ調査に基づき将来交通需要を推計現在の都市計画道路網()を混雑度で評価

(計画の廃止、幅員変更を考慮)

[都市計画道路網の評価基準]

将来交通需要において、都市計画道路網で周辺道路網に混雑度1.25()以上の区間が発生しないこと。

混雑度1.25以上とは、ピーク時間帯を中心として渋滞する時間帯が加速度的に増加する可能性が高い状態。

手引きの概要： 都市計画道路に関する訴訟

【盛岡裁判(H17)】

- ・ 長年にわたる建築制限に対し賠償等を求めた裁判
最高裁により原告が敗訴(補足意見あり)

「正当な理由がないにもかかわらず、都市計画事業自体が長期間全く進行していないとか、当該特定路線の必要性が見直されるべきであるのに、これが長期間放置されているとかという特別の事情がない限り、市町村の下した判断は、裁量権の範囲内のものとして違法になることはない」と解するのが相当である」

【最高裁の補足意見】

- ・ 60年にわたる建築制限に対して損失補償不要とする考え方は大いに疑問
- ・ ただし、本地域は第1種住居地域であり従来高度な土地利用は行われておらず、補償を必要とするとは言えない

背景

人口減少等が進む中であっても、住民生活を支えるサービス機能が確保された持続可能な都市構造を実現するため、誘導手法の導入・活用によりコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進。

他方、多くの都市では、**空き地・空き家が時間的・空間的にランダムに発生する**など、「都市のスポンジ化」と言うべき**現象が顕在化**。都市の拡大を前提に開発コントロールを基調とする現行制度は、不作為への対処には限界。

また、周辺環境と不調和な開発・建築、災害危険性の高い住宅市街地、郊外のスプロール開発の進行、長期間未着手の都市計画施設など、これまで構築してきた制度体系をもってしてもなお、**解消に至っていない課題も存在**。

このため、**社会資本整備審議会に「都市計画基本問題小委員会」を設置し、都市計画に関し現に生じている様々な課題を把握・整理し、対応方策の検討を行う**。



戸建て住宅地の高層マンション



商業地域でのマンションの林立



車が野積みされた低未利用地

検討課題・テーマの例

都市のスポンジ化への対応

都市のスマートな縮退に向け、都市計画の射程を開発段階から管理段階に拡大し、空間の状態をコントロールする仕組みが考えられないか。

(例) 契約・協定手法の導入、不作為(利用放棄)に対する行政の関与 等

地域にふさわしい土地利用の実現

個々の地区の状況に応じ、裁量性のある土地利用コントロールをきめ細かに行うことが可能となる仕組みが考えられないか。

(例) 良好な街並み形成の必要が高い等一定の区域について、マスタープランや周辺環境との適合等の裁量的判断に基づき、開発・建築行為を統合的に審査する許可制度の導入等

多様な主体の参画

行政以外に都市空間の形成・管理を担う推進力として、住民、民間団体等が積極的に関与する枠組が考えられないか。

(例) 行政を補完・代替するエリアマネジメント活動の位置付け、住民参加を実質化する手続の充実(意見への応答義務等) 等

生活圏の広域化への対応

大規模集客施設の立地等、市町村域を超えて大きな影響が見込まれる事案について、広域的調整を行う仕組みが必要ではないか。

(例) 都市圏内各市町村と都道府県で構成する協議会の設置、将来都市構造を具体的に明示したマスタープランの策定 等

進め方

本年2月に設置、第1回を開催。4～5年程度かけて都市計画が対処すべき課題全体を射程に。

検討はテーマごとに深掘りし、全体の検討をまたず、順次、対応方策をとりまとめ必要な制度化をアウトプットとしていく。

都市の社会問題の解決にはどのような方策が必要かというアプローチで、計画制度だけでなく事業や運用改善など幅広い観点から検討。

当面は「都市のスポンジ化」をテーマに検討に着手。本年夏を目途に課題、論点、対応方策をとりまとめ、制度改正等に向けた審議を行う。



(宮崎市中心市街地の例)